

広島県告示第七百二十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十九年十二月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県広島市西区己斐東一丁目、同区己斐東二丁目、同区己斐中二丁目、同区己斐中三丁目及び同区己斐上一丁目地内		
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
	表 示 の 区域		区域の表示及び警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十九年政令第八十四号）で定める事項
己斐東一丁目八（二七三）	急傾斜地の崩壊	己斐東一丁目八（二七三）	急傾斜地の崩壊
己斐東一丁目八（二七四）	急傾斜地の崩壊	己斐東一丁目八（二七四）	急傾斜地の崩壊
己斐中二丁目九（二七五）	急傾斜地の崩壊	己斐中二丁目九（二七五）	急傾斜地の崩壊
己斐中二丁目五（二七八）	急傾斜地の崩壊	己斐中二丁目五（二七八）	急傾斜地の崩壊
己斐上一丁目八（四四八三一一二）	急傾斜地の崩壊		
己斐上一丁目八（四四八三一一三）	急傾斜地の崩壊		
己斐中二丁目一〇（四四八四）	急傾斜地の崩壊	己斐中二丁目一〇（四四八四）	急傾斜地の崩壊
己斐上一丁目一（四五〇一一）	急傾斜地の崩壊		
己斐上一丁目一（四五〇一二）	急傾斜地の崩壊		

己斐中三丁目(四五七)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	己斐中三丁目(四五七)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
己斐東一丁目一B(五五八三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	己斐東一丁目一B(五五八三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
己斐中三丁目一三四(一六一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	己斐中三丁目一三四(一六一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
己斐東二丁目二九(一六三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	己斐東二丁目二九(一六三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
己斐中三丁目二八(二六四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	己斐中三丁目二八(二六四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
己斐東一丁目二(二六七)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	己斐東一丁目二(二六七)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
己斐東一丁目二(二六七)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	己斐東一丁目二(二六七)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
己斐中三丁目二五(九四五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	己斐中三丁目二五(九四五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
太田川支川五八(八)	土石流	次の図のとおり	太田川支川五八(八)	土石流	次の図のとおり
太田川支川五九(九)	土石流	次の図のとおり	太田川支川五九(九)	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。